

犯罪被害に関する 弁護士による法律相談(無料)



弁護士による 電話相談

弁護士が直接、電話に対応します。
時間は30分以内が目安で、相談料は無料です。
なお、電話相談は1件の被害について1回となります。

TEL 03-3581-6666

月曜日から金曜日までの午前11時～午後4時(祝日・年末年始を除く)

弁護士による 面接相談

電話相談の後、必要に応じて面接相談を行っております。
面接時間は1時間以内が目安で、初回に限り無料です。
相談を継続する場合、2回目以降は有料(30分につき5,500円(税込))となります。

多摩支部所属の弁護士による電話相談も行っています。

TEL 042-548-3870

毎週火曜日の午後1時～午後4時(祝日・年末年始を除く)

Q&A

Q

どのような人が利用できる
のでしょうか。

A

犯罪の被害にあわれた方だけでなく、その家族の方なども利用できます。犯罪の種類は問いません(傷害、殺人、逮捕・監禁、脅迫、財産に対する犯罪、性犯罪、ストーカー、DV等)。被害者と加害者とが、夫婦、親子、会社の同僚等、近い関係にある場合でも構いません。

Q

どのような相談ができる
のでしょうか。

A

犯罪の被害に関する対応や手続等について、相談できます。犯罪といえるのか、弁護士に相談すべきか、迷うような内容でも構いません。加害者が判明しているか、警察の捜査が開始されているか、起訴されているかは問いません。ただし、期間に制限のある手続もあります。被害にあわれたとき、まずは電話でご相談ください。

Q

弁護士による支援にはどんな
ものがありますか。

A

事案やご希望に応じて、①捜査機関への告訴・告発、②警察署や検察庁、裁判所への付き添い、③捜査の経過や処分結果、裁判期日等に関する情報収集等、④被害者参加の代理、⑤損害賠償請求・示談交渉、⑥犯罪被害者等給付金支給の申請、⑦マスコミ対応等の支援を行います。

東京弁護士会

<http://www.toben.or.jp/>



第一東京弁護士会

<http://www.ichiben.or.jp/>



第二東京弁護士会

<http://niben.jp/>

